

国際法と軍縮のための委員会による軍縮問題に関する報告

われわれの目的は、戦争廃止、国際緊急緩和と全世界にわたる軍縮と同様、原水爆の絶体禁止にある。不幸にも現在の国際政治情勢のもとにおいては、原水爆の禁止は一般的軍縮と深く結びついている。軍縮問題を討議した委員会は、この大会の予備会議の総会に対して次のような意見を提出する。

われわれは、ロンドンで行われた軍縮分科委員会での討議で列強国の意見が部分的に近づいてきたことを喜ぶと共に、われわれは、列強国がその討議をつづけ、もりあがりつつある世界の世論に答えて何か実験的な協約に到達することを要求する。

委員会は、公海上であろうと信託統治地域又は実験国の領土内であろうと、核兵器の実験は一般的軍縮問題と関連なく、即時且つ無条件で禁じられることを要求する。



3 委員会は、軍縮は他の国際問題と関連されることなく進められるべきであると主張する。

4 委員会は、効果的な査察制度に関する協定は通常兵器並びに核兵器の両者に対する軍縮協定の締結と不可分であるという事実を承知している。しかしながら査察制度に関する協定に達することが困難であるということとは、軍縮成功の不可能性を破いかくす口実として用いられてはならない。

5 委員会は、現在、核兵器の絶体禁止の問題は一般的軍縮と関連して討議されているけれども、一致し得る点について部分的軍縮を実現していく手段が構ぜられるべきであると主張する。

6 委員会は、以上述べたように、核兵器実験の禁止は一般的軍縮とは別個に協定されるべきであると主張する。しかしながら、このことはわれわれの目的が実験の禁止のみに制限されることを意味するものではない。

われわれは、さらに無条件の核兵器使用の禁止へ核兵器の生産、貯蔵と外国領土への導入の禁止を強く要求する。